

2 基礎情報

2.1 廃棄物減量等推進審議会の設置状況
2.2 廃棄物減量等推進員の設置状況
2.3 不法投棄監視員制度の状況
2.4 ポイ捨て等ごみの散乱防止に係る条例の制定状況
2.5 路上喫煙の禁止に係る条例の制定状況
2.6 資源ごみの持ち去り禁止条例等の制定状況

2.1 廃棄物減量等推進審議会の設置状況

市町村 事務組合	設置の有無	名 称	審議会の構成										備考	
			委 嘱 数	学 識 経 験 者	廃 棄 物 処 理 業 者	再 生 事 業 者	業 界 団 体	消 費 者 団 体	住 民	議 員	商 工 会 等	そ の 他		
さいたま市	○	さいたま市廃棄物減量等推進審議会	14	○					○	○		○	○	その他：関係行政機関(県)職員
川越市	○	川越市廃棄物減量等推進審議会	21	○		○	○	○	○	○	○	○	○	その他：PTA連合会
熊谷市	○	熊谷市環境審議会委員	15	○				○	○	○	○	○	○	その他：NPO、行政、公安
川口市	○	川口市廃棄物対策審議会	15	○				○	○	○	○	○	○	その他：関係行政機関職員(廃棄物対策課)
行田市	○	行田市資源リサイクル審議会	11	○	○	○			○	○	○			
秩父市	(秩父広域市町村圏組合欄参照)													
所沢市	×													
飯能市	○	飯能市廃棄物減量等推進審議会	10	○				○		○		○		
加須市	○	加須市廃棄物減量等推進審議会	20	○	○				○	○	○	○		
本庄市	○	本庄市廃棄物減量等推進審議会	18	○	○	○				○	○	○	○	その他：公募
東松山市	×													
春日部市	○	春日部市ごみ減量化・資源化等推進審議会	12	○	○	○			○	○		○	○	その他：公募
狭山市	○	狭山市廃棄物減量等推進審議会	15	○	○					○		○		
羽生市	○	羽生市廃棄物減量等推進審議会	18	○	○	○				○		○		
鴻巣市	○	鴻巣環境審議会	17	○	○				○	○		○		
深谷市	○	廃棄物減量等推進審議会	16	○		○	○	○	○	○		○		
上尾市	○	上尾市廃棄物減量等推進審議会	15		○				○		○	○	○	その他：区長会連合会、PTA、環境美化推進員、リサイクル事業実施団体
草加市	○	草加市廃棄物減量等推進審議会	9	○		○			○	○		○	○	その他：物の製造、販売等を行う事業者
越谷市	○	越谷市廃棄物減量等推進審議会	15	○	○	○				○		○		
蕨市	○	蕨市廃棄物減量等推進審議会	9	○					○	○		○		
戸田市	×													
入間市	○	入間市廃棄物減量等推進審議会	14	○						○		○		
朝霞市	○	朝霞市廃棄物減量等推進審議会	10	○					○	○	○	○	○	その他：リサイクルプラザ利用者代表者、自治会連合会代表者
志木市	○	志木市廃棄物減量化等推進審議会	10	○	○	○			○	○		○		
和光市	○	和光市廃棄物減量等推進審議会												平成26年3月末日現在休止中
新座市	○	“見直そう・ごみ半減”推進新座市民会議	30						○	○	○	○		会長は市長となります。
桶川市	×													

市町村 事務組合	設置の有無	名 称	審議会構成										備考
			委 嘱 数	学 識 経 験 者	廃 棄 物 処 理 業 者	再 生 事 業 者	業 界 団 体	消 費 者 団 体	住 民	議 員	商 工 会 等	そ の 他	
久喜市	(久喜宮代衛生組合欄参照)												
北本市	○	北本市廃棄物減量等推進審議会	13	○	○			○	○	○		○	
八潮市	○	八潮市廃棄物減量等推進審議会	10	○					○	○		○	その他:商工業団体の代表者
富士見市	×												
三郷市	×												
蓮田市	(蓮田白岡衛生組合欄参照)												
坂戸市	○	坂戸市廃棄物減量等推進審議会	15	○		○			○	○		○	その他:関係団体代表者、住民は公募
幸手市	○	廃棄物減量等推進審議会	10	○	○	○	○		○				
鶴ヶ島市	○	鶴ヶ島市環境審議会	15	○					○	○		○	その他:行政
日高市	○	日高市廃棄物減量等推進審議会	11	○			○		○	○			
吉川市	○	吉川市廃棄物減量等推進審議会	13	○		○	○	○	○	○	○		
ふじみ野市	○	ふじみ野市廃棄物減量等推進審議会	14	○	○	○			○	○		○	
白岡市	○	蓮田白岡衛生組合で回答											
伊奈町	×												
三芳町	×												
毛呂山町	○	ごみ減量化検討委員会	18	○			○		○	○	○		
越生町	×												
滑川町	×												
嵐山町	○	嵐山町廃棄物減量等推進審議会	0	○					○				環境美化推進委員
小川町	×												
川島町	○	川島町廃棄物減量等推進審議会	14	○	○		○		○			○	その他:区長会長、町職員
吉見町	○	吉見町環境審議会	15	○			○		○	○	○		
鳩山町	×												
ときがわ町	×												
横瀬町	×												
皆野町	×												
長瀨町	×												
小鹿野町	×												
東秩父村	×												
美里町	○	廃棄物減量等推進審議会	15		○				○	○		○	その他:行政関係機関職員

市町村 事務組合	設置の有無	名 称	審議会の構成								備考		
			委 嘱 数	学 識 経 験 者	廃 棄 物 処 理 業 者	再 生 事 業 者	業 界 団 体	消 費 者 団 体	住 民	議 員		商 工 会 等	そ の 他
神川町	○	廃棄物減量等推進審議会	15							○	○		
上里町	○	上里町廃棄物減量等推進審議会	15	○	○	○	○	○	○	○	○		常設ではない
寄居町	×												環境審議会はあるが、廃棄物減量等推進審議会の設置はなし
宮代町	(久喜宮代衛生組合欄参照)												
杉戸町	○	杉戸町ごみ減量化・資源化等推進審議会	0	○						○			現在委嘱なし
松伏町	○	松伏町廃棄物減量推進委員会	0			○	○	○	○		○		現在委嘱なし
蓮田白岡衛生組合	○	蓮田白岡衛生組合廃棄物減量等推進審議会	20	○	○			○	○	○	○		
久喜宮代衛生組合	○	久喜宮代衛生組合廃棄物減量等推進審議会	20	○	○					○	○		

・設置の有無 ○あり ×なし

2.2 廃棄物減量等推進員の設置状況

市町村 事務組合	設置の 有無	名 称	委嘱数	委嘱状況					備 考
				市町村が行う住民啓発活動への協力					
				集団回収、不用品交換会等の推進役					
				ごみ収集における適正排出の仕方についての住民指導					
				不法投棄の監視モニター					
その他									
さいたま市	○	クリーンさいたま推進員	1,572	○	○			○環境美化活動の推進、住民意見等の連絡	
川越市	×								
熊谷市	○	熊谷市環境美化推進員	466	○	○	○	○		
川口市	○	川口市クリーン推進員	650	○	○	○	○	○まち美化活動	
行田市	×								
秩父市	○	秩父市環境衛生推進員	256	○	○	○	○		
所沢市	○	所沢市環境推進員	1,129	○	○	○	○		
飯能市	○	飯能市廃棄物減量等推進員	1,986	○		○		○ごみの減量化、再資源化のための施策に協力	
加須市	×								
本庄市	○	本庄市環境衛生推進委員	410	○		○			
東松山市	○	東松山市クリーンリーダー	218	○		○	○	○集積所の点検	
春日部市	○	クリーンかすかべ推進員	795	○	○	○	○		帽子、ベストの貸与
狭山市	○	狭山市廃棄物減量等推進員	259	○		○			
羽生市	○	羽生市廃棄物減量等推進員	267	○	○	○	○		
鴻巣市	○	鴻巣市環境衛生委員	725	○	○	○	○		
深谷市	×								
上尾市	○	上尾市環境美化推進員	214	○	○	○	○	○ごみ集積所の設置等に関する指導等	
草加市	○	草加市廃棄物減量等推進員							制度の見直し等検討のため、平成21年1月28日任期満了(2年間)後、新規委嘱手続きを一時保留。
越谷市	○	越谷市廃棄物減量等推進員	548	○		○			
蕨市	○	蕨市廃棄物減量等推進員	221	○		○	○		市民団体「蕨市公衆衛生推進協議会」町会選出理事及び評議員に委嘱
戸田市	×								
入間市	×								
朝霞市	×								
志木市	×								
和光市	○	クリーン推進員	63	○		○	○		
新座市	×								
桶川市	×								
久喜市	(久喜宮代衛生組合欄参照)								
北本市	○	北本市ごみ減量等推進員	160	○		○			
八潮市	×								
富士見市	○	富士見市環境施策推進市民会議	120	○					
三郷市	○	三郷市環境美化推進員	123			○	○		

市町村 事務組合	設置の 有無	名 称	委嘱数	委嘱状況					備 考
				市町村が行う住民啓発活動への協力					
				集団回収、不用品交換会等の推進役					
				ごみ収集における適正排出の仕方についての住民指導					
				不法投棄の監視モニター					
その他									
蓮田市	×								
坂戸市	×								
幸手市	○	廃棄物減量等推進員	187			○			
鶴ヶ島市	○	鶴ヶ島市環境美化推進員	128	○		○	○		
日高市	×								
吉川市	○	吉川市廃棄物減量等推進員	517	○		○	○		
ふじみ野市	○	ふじみ野市地域クリーン推進員	108	○		○	○		
白岡市	×								
伊奈町	○	伊奈町衛生委員	98	○		○	○		
三芳町	×								
毛呂山町	○	廃棄物減量等推進員	684	○		○			
越生町	×								
滑川町	○	滑川町環境美化推進員	75	○		○	○		
嵐山町	○	嵐山町環境美化推進委員	35	○			○		
小川町	○	小川町衛生委員会	75	○		○	○		
川島町	×								
吉見町	○	吉見町衛生協力会	75	○		○	○		
鳩山町	×								
ときがわ町	○	ときがわ町環境推進委員	57	○		○	○		
横瀬町	×								
皆野町	×								
長瀨町	×								
小鹿野町	×								
東秩父村	×								
美里町	○	環境衛生推進委員	23	○		○	○		
神川町	○	環境衛生推進委員	23	○		○	○	○	
上里町	×								
寄居町	×								衛生委員は委嘱しているが、廃棄物減量等推進員の委嘱はなし
宮代町	(久喜宮代衛生組合欄参照)								
杉戸町	○	杉戸町リサイクル推進委員	186	○		○			
松伏町	○	リサイクル推進員	21			○			
久喜宮代衛生組合	○	久喜宮代衛生組合廃棄物減量等推進員	657	○		○			集積所の状況報告書の提出

・設置の有無 ○あり ×なし

2.3 不法投棄監視員制度の状況

市町村 事務組合	委嘱の 有無	名 称	委嘱数	監視員の構成	活動内容	活動実績 回/年	備考
さいたま市	○	不法投棄防止夜間警備業務委託	4	警備会社	不法投棄重点監視区域の夜間パトロール	365	
川越市	○	川越市不適正処理等監視員	4	警察OB	市内パトロールにより廃棄物の不適正処理を防止するための監視・調査及び指導に関すること	日曜、年末年始を除く毎日	
川口市	×	不法投棄監視業務委託	-	警備会社	夜間パトロール	30(日)	ごみステーション
		ごみの不法投棄の情報提供に関する協定	-	タクシー協議会・埼玉県新聞販売組合	業務中の不法投棄の情報提供	随時	
秩父市	○	不法投棄防止パトロール	6	秩父市シルバー人材センター	巡回パトロール及び不法投棄された廃棄物の回収	237	
所沢市	○	不法投棄防止パトロール及び撤去業務委託	5	公共社団法人所沢市シルバー人材センター	巡回パトロール及び不法投棄物の撤去	244	委託で実施
狭山市	○	狭山市不法投棄監視委員	20	自治会からの推薦	監視、通報、報告、提言	年24回以上	
蕨市	×	蕨郵便局及びタクシー協議会情報提供の覚書		蕨郵便局、タクシー協議会	業務中の不法投棄の情報提供	随時	
戸田市	○	不法投棄監視業務		委託	不法投棄が頻発する場所について夜間パトロールを行う	随時	委託業務として実施
志木市	○	志木市市民クリーンパトロール員	4	市民	市内の河川敷等を巡回し不法投棄防止活動をする	199	
		ごみ分別指導員	8	市民	集積所への廃棄物についての分別指導	1,290	
新座市	○	新座市環境保全協力員	82	新座市民総合大学の講座を修了し、環境保全に熟意のあるもの	不法投棄重点力所の監視及び通報	随時	新座市環境保全協力員設置要綱
久喜市	○	久喜市ポイ捨て等防止巡視員	10	非常勤特別職	ゴミのポイ捨て、犬の糞の放置防止のための巡視・指導	3回/週	
坂戸市	○	不法投棄監視等業務	2	業務委託	パトロール及び収集	120	
鶴ヶ島市	×	不法投棄物市内パトロール業務		鶴ヶ島市シルバー人材センター、市職員	パトロール及び不法投棄物の撤去	シルバー人材センター17回、市 34回(計51回)	4月～7月については、シルバー人材センター対応(委託)。8月～3月については、市職員で対応。
白岡市	○	環境パトロール	2	公益社団法人 白岡市シルバー人材センター	巡回パトロール及び不法投棄物の回収	87	
毛呂山町	○	不法投棄防止パトロール	2	委託業者	週2回(4時間/日)町内巡回パトロールを行い、不法投棄の抑止及び不法投棄物の回収をしている。	99	
川島町	○	不法投棄回収業務委託	2	シルバー人材センター会員	簡易な不法投棄ごみの回収	114	
鳩山町	○	ごみ不法投棄監視清掃業務委託	2	公益社団法人鳩山町シルバー人材センター	不法投棄の監視、通報、回収	72	
ときがわ町	×	ゴミ不法投棄防止対策事業		㈱ときがわ町シルバー人材センター	不法投棄防止のための巡回、通報、軽微な投棄物の回収	125	委嘱ではなく委託している
横瀬町	○	横瀬町クリーンパトロール員	43	町民ボランティア	パトロール員による監視、清掃活動を実施。月報を町に届ける。	随時	パトロール員の待遇はボランティア。町予算で傷害保険に加入。
皆野町	○	廃棄物不法投棄防止パトロール	2	皆野町シルバー人材センター	不法投棄防止のための巡回・廃棄物回収	48	
長瀨町	○	不法投棄防止パトロール	2	長瀨町シルバー人材センター	巡回監視及び不法投棄物の回収	45	毎週木曜日
東秩父村	○	東秩父村不法投棄監視員	2	地区住民	村内の不法投棄監視パトロール	24	
美里町	○	廃棄物不法投棄監視員	23	町内行政区の区長	担当地域内パトロール及び町への通報	随時	
寄居町	○	寄居町不法投棄監視員	14	区長、衛生委員他	担当地区の不法投棄監視	62	
松伏町	×						委託による総合パトロール
久喜宮代衛生組合	×						

・委嘱の有無 ○あり ×なし

2.4 ポイ捨て等ごみの散乱防止に係る条例の制定状況

市町村 事務組合	制定の 有無	名 称	罰 則 (散乱防止に関する罰則)	罰則適用 実績	地域指定 の有無	自動販売機 関係の規定	備考
さいたま市	○	さいたま市路上喫煙及び空き缶等のポイ捨ての防止に関する条例	必要措置敬礼違反に対し、3万円以下の過料	×	○	○	
川口市	○	川口市飲料容器等の散乱の防止に関する条例	飲料容器等をみだりに捨てた者は、2万円以下の罰金。散乱防止重点地区内において、自動販売機により飲料又はたばこを販売する者が規定に違反し勧告に従わず、命令に違反した者は、20万円以下の罰金。また、規定による届け出を行わず虚偽の届出をした者は、10万円以下の罰金。	×	○	○	
行田市	○	行田市路上喫煙及びポイ捨ての防止に関する条例	なし	×	×	○	
秩父市	○	秩父市環境保全条例	なし	×	×	×	
飯能市	○	飯能市環境保全条例	なし	×	×	○ 第51条	
加須市	○	加須市環境保全条例	なし	×	○	×	
本庄市	○	本庄市環境保全条例	なし	×	×	×	
東松山市	○	東松山のまちをみんなで美しくする条例	過料2,000円	×	○	×	平成25年4月1日より施行
狭山市	○	狭山市ポイ捨ての防止に関する条例	現状回復命令違反者に対して2万円以下の罰金。回収容器義務違反に対し、警告、命令、違反者には、5万円以下の罰金。	×	×	○	
羽生市	○	羽生市空き缶等の散乱の防止に関する条例	該当なし	×	×	○	
鴻巣市	○	鴻巣市路上喫煙及び空き缶等のポイ捨て並びに犬のふんの放置の防止に関する条例	勧告に従わない者に1万円以下の過料	×	○	○	
深谷市	○	深谷市くらしの環境美化条例	なし	×	×	×	
上尾市	○	上尾市ポイ捨て等の防止及び環境美化の促進に関する条例	なし	×	×	○	
草加市	○	草加市ポイ捨て及び飼い犬のふんの放置の防止に関する条例	命令に違反した者は5万円以下の罰金に処する。	×	×	×	
越谷市	○	越谷市まちをきれいにする条例	自動販売機設置に伴い回収容器等を設置しない事業者が改善命令に従わない場合、10万円以下の罰金 空き缶等を捨てたり、犬のふんを放置した者が原状回復命令に従わない場合、5万円以下の罰金	×	×	○	
蕨市	○	蕨市さわやか環境条例	なし	×	×	×	
戸田市	○	戸田市ポイ捨て等及び歩行喫煙をなくす条例	なし	×	×	×	
朝霞市	○	朝霞市ポイ捨ての防止に関する条例	なし	×	○	○	
志木市	○	志木市ポイ捨て防止に関する条例	なし	×	○	×	
和光市	○	和光市空き缶等のポイ捨て及び飼い犬のふんの放置の防止に関する条例	なし	×	○	○	
新座市	○	新座市ポイ捨ての防止に関する条例	なし	×	○	○	
桶川市	○	桶川市環境美化に関する条例	公表、過料2万円以下	×	×	×	
久喜市	○	久喜市空き缶等のポイ捨て及び飼い犬のふんの放置の防止に関する条例	過料(2万円以下)	×	○	○	
八潮市	○	八潮市空き缶等のポイ捨て及び飼い犬のふんの放置の防止に関する条例	空き缶等回収容器の設置及び管理義務がある事業者の必要措置命令違反に対しては10万円以下の罰金	×	×	○	
富士見市	○	富士見市をきれいにする条例	なし	×	×	×	左記条例第7条参照
三郷市	○	三郷市空き缶等の散乱防止に関する条例	5万円以下の罰金	×	×	×	
坂戸市	○	坂戸市環境保全条例	なし	×	×	○	
鶴ヶ島市	○	鶴ヶ島市の環境を保全する条例	原状回復命令等違反等に対し、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金	×	×	○	
日高市	○	日高市環境保全条例	なし	×	×	○	
吉川市	○	吉川市環境保全条例	原状回復命令違反に対し5万円以下の罰金	×	×	○	
ふじみ野市	○	ふじみ野市路上喫煙の防止及びまちをきれいにする条例	なし	×	×	×	平成23年6月施行

市町村 事務組合	制定の 有無	名 称	罰 則 (散乱防止に関する罰則)	罰則適用 実績	地域指定 の有無	自動販売機 関係の規定	備考
毛呂山町	○	毛呂山町環境保全条例	現状回復命令違反に対し10万円以下の罰金	×	×	×	
越生町	○	越生町環境保全条例	現状回復命令違反に対し10万円以下の罰金	×	×	○	不法投棄に係る罰則
滑川町	○	滑川町の環境をよくする条例	ごみの不法投棄に対し2万円以下の罰金	×	×	○	
嵐山町	○	嵐山町環境保全条例	現状回復違反に対し、10万円以下の罰金	×	×	○	
小川町	○	小川町環境保全条例	現状回復命令違反に対し10万円以内の罰金	×	×	○	不法投棄に係る罰則
川島町	○	川島町環境保全条例	なし	×	×	○	
ときがわ町	○	ときがわ町環境保全条例	原状回復命令違反に対し10万円以下の罰金	×	×	○	
長瀬町	○	長瀬町環境美化に関する条例	なし	×	×	×	
小鹿野町	○	小鹿野町環境保全条例	なし	×	×	×	
宮代町	○	宮代町きれいなまちづくり条例	2万円以下の過料	×	×	○	
松伏町	○	松伏町環境保全条例	なし	×	×	○	

罰則、罰則適用実績、地域指定の有無、自動販売機関係の規定 ○あり ×なし

2.5 路上喫煙の禁止に係る条例の制定状況

市町村 事務組合	制定の 有無	名 称	罰 則	罰則適用 実績	地域指定 の有無	備考
さいたま市	○	さいたま市路上喫煙及び空き缶等のポイ捨ての防止に関する条例	必要措置敬礼違反に対し、3万円以下の過料	○	○	
川越市	○	川越市路上喫煙の防止に関する条例	1万円以下の過料	×	○	
熊谷市	○	熊谷市路上等の喫煙及び吸い殻の散乱の防止に関する条例	なし	×	○	
川口市	○	川口市路上喫煙の防止等に関する条例	なし	×	○	
行田市	○	行田市路上喫煙及びポイ捨ての防止に関する条例	なし	×	×	
所沢市	○	所沢市歩きタバコの防止に関する条例	なし	×	○	
東松山市	○	東松山のまちをみんなで美しくする条例	過料2,000円	×	○	平成25年4月1日より施行
春日部市	○	春日部市路上喫煙の防止に関する条例	禁止区域内において路上喫煙した者で規定に従わなかったものは、1万円以下の過料に処する	×	○	
狭山市	○	狭山市歩きタバコの防止に関する条例	なし	×	○	
鴻巣市	○	鴻巣市路上喫煙及び空き缶等のポイ捨て並びに犬のふんの放置の防止に関する条例	勧告に従わない者に1万円以下の過料	×	○	
上尾市	○	上尾市路上喫煙の防止に関する条例	1万円以下の過料	×	○	
草加市	○	草加市路上喫煙の防止に関する条例	禁止区域内で喫煙し、指導に従わない者は、1,000円以下の過料	×	○	
越谷市	○	越谷市路上喫煙の防止に関する条例	路上喫煙の禁止命令に従わない場合、1万円以下の過料	×	○	
蕨市	○	蕨市路上喫煙の防止等に関する条例	なし	×	○	
戸田市	○	戸田市ポイ捨て等及び歩行喫煙をなくす条例	なし	×	×	
朝霞市	○	朝霞市路上喫煙の防止に関する条例	第11条 第9条の規定による命令に違反した者は、1万円以下の過料に処する	×	○	
志木市	○	志木市路上喫煙防止条例	1万円以下の過料	×	○	
和光市	○	和光市路上喫煙の防止に関する条例	1万円以下の過料	×	○	
新座市	○	新座市路上喫煙の防止に関する条例	1万円以下の過料(2,000円)	×	○	なし
桶川市	○	桶川市路上喫煙の防止に関する条例	なし	×	○	
久喜市	○	久喜市路上喫煙の防止に関する条例	過料(2万円以下)	×	○	
八潮市	○	八潮市路上喫煙防止条例	禁止区域における命令違反者1万円以下の過料	×	○	
富士見市	○	富士見市をきれいにする条例	なし	×	○	左記条例第9条、第11条、第12条参照
ふじみ野市	○	ふじみ野市路上喫煙の防止及びまちをきれいにする条例	なし	×	○	

罰則適用実績、地域指定の有無 ○あり ×なし

2.6 資源ごみの持ち去り禁止条例等の制定状況

市町村 事務組合	条例の 有無	名 称	内 容	持ち去り対策	罰則適 用の有 無	備考
さいたま市	○	さいたま市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例	再生目的利用目的で分別収集した資源物(規則で定めたもの)の所有権は市に帰属するので、市が指定した者以外は資源物を収集できない。	職員による不規則の早朝パトロール、禁止看板の設置、情報提供の呼びかけ	○	窃盗罪を適用
川越市	○	川越市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例	所有権は市に帰属する。指定する事業者以外の者は、資源物を収集し、又は運搬してはならない	職員のパトロール	×	刑法の窃盗罪の適用
熊谷市	○	熊谷市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例	資源物(再生利用を目的として分別して収集するもの)の所有権は市に帰属する	職員による定期的な早朝パトロール、GPS端末の活用による調査	×	
川口市	○	川口市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例	・所定の場所に排出された資源物の所有権は市に帰属する。 ・市又は市が指定する者以外は資源物の収集・運搬はしてはならない。	「資源物の持ち去り防止監視業務」として朝(6~9時)の4時間、月10日、年間120日の監視業務委託をしている。	×	
所沢市	○	所沢市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例	市の指定する場所に搬出された廃棄物のうち、資源物の所有権は市に帰属するものとし、市又は市長が指定する者以外の者が資源物を収集し、又は運搬してはならない。	・職員による不規則のパトロール ・持ち去り防止パトロールの実施	×	
飯能市	○	飯能市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例	第14条の2 ・集積所に出された資源物の所有権は市にある。 ・市又は市が指定する者以外は資源物の収集・運搬はしてはならない。	・集積所に警告板の設置 ・防止パトロールの実施 ・警察署との連携 ・意思表示紙の活用	×	
加須市	○	加須市廃棄物処理及び清掃に関する条例	集積所に排出された一般廃棄物のうち、資源物の所有権は市に帰属する。	地元住民や警察と連携し、早朝パトロールを実施	×	
本庄市	○	本庄市廃棄物の減量及び処理に関する条例	・ごみ収集所に排出された一般廃棄物のうち、資源物の所有権は市に帰属する。 ・市又は市長が指定する事業者以外の者は、資源物を収集し、又は運搬してはならない。	排出時間帯に、環境衛生推進委員による立会いを実施	×	
東松山市	○	東松山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	資源物の所有権は市に帰属する	持ち去り禁止看板の設置 職員によるパトロール	×	窃盗罪を適用
春日部市	○	春日部市廃棄物の処理及び再利用に関する条例	処理計画で定めるごみ集積所に持ち去りを禁止する表示があるところからの資源物の収集運搬は市が委託契約している事業者以外は禁止。禁止命令に違反した者に20万円以下の罰金。	・職員によるパトロールの実施 ・警察署へ情報提供協力要請	×	
狭山市	○	狭山市廃棄物の処理及び再利用に関する条例	集積所に出された資源物(再生利用を目的に収集する物で規則で定めた物)の所有権は、市に属する。	持ち去り禁止看板の設置及び職員によるパトロールの実施。	○	
羽生市	○	羽生市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例	資源物の所有権は市に帰属する		×	『持ち去り禁止』単独での条例はなし
深谷市	○	深谷市廃棄物の処理及び再利用に関する条例	市長が指定する場所に資源物が排出された時は、当該資源物の所有権は市に帰属する。	パトロール実施	×	
上尾市	○	上尾市廃棄物の処理及び再利用に関する条例	・所定の場所に排出された資源物(家庭系廃棄物のうち再生利用を目的として分別・収集するもの)の所有権は市に帰属する。 ・市又は市が指定した事業者以外の者は収集又は運搬を禁じる。	・市広報誌を通じ通知 ・月の行政回収日にパトロールを実施 ・市民からの通報を記録 ・持去者に注意・指導・警告	×	
草加市	○	草加市廃棄物の処理及び再利用に関する条例	ごみ集積所に出された資源物の持ち去り行為の禁止、罰則。	職員及び委託業者によるパトロール、市広報紙等での啓発、持ち去り行為禁止シール及び同看板の集積所への設置。	×	
越谷市	○	越谷市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例	市または規則で定める者以外の資源物の持ち去り禁止、罰則規定	・ごみ集積所への持ち去り禁止看板の設置 ・住民からの持ち去り情報の記録 ・警察との連携による持ち去り行為の防止	×	
蕨市	○	蕨市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	所定のごみ集積所に出された資源物の所有権は市に帰属する。市指定の廃棄物運搬業者以外の者は収集又は運搬してはならない。	看板の設置、パトロールの実施	×	
戸田市	○	戸田市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例	市長の指定する者以外の廃棄物の収集運搬を禁止	職員・町会・委託業者によるパトロール、市独自の紙ひもの利用促進	○	
入間市	○	入間市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例	資源物の所有権は市に帰属。市または市指定の者以外の収集運搬禁止	パトロール実施、警告看板設置、持ち去り厳禁チラシの作成	×	
朝霞市	○	朝霞市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例	・集積所に出された資源物の所有権は市に帰属する。 ・市または市指定の事業者以外の者は収集又は運搬を禁じる。	ごみ集積所及び資源物持ち去り防止監視パトロール業務の実施	×	
志木市	○	志木市廃棄物の減量化、再生利用及び適正処理等に関する条例	所有権の明記	警告看板の設置、市職員によるパトロール	○	
和光市	○	和光市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例	分別され市が指定する容器等に収納し、所定の集積所及び日時に排出された家庭系廃棄物のうち資源物の所有権は市に帰属する。	看板の設置、パトロール	×	
新座市	○	新座市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例	集積所に排出された資源物の所有権は、市に帰属する。指定業者以外の回収を禁止する。	持ち去り厳禁の看板を設置、町内会や警察と連携したパトロール等	×	
桶川市	○	桶川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	ごみ集積所に排出されたゴミの帰属	パトロール	×	
北本市	○	北本市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	資源物の所有権は市に帰属する		×	
八潮市	○	八潮市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例	集積所に出された資源物を市及び委託業者以外の者の持ち去り行為の禁止(罰則)	職員によるパトロール・集積所に持ち去り禁止看板等の設置	×	
富士見市	○	富士見市廃棄物の減量、再利用及び適正処理に関する条例	・集積所に出された資源物の所有権は市に帰属 ・市又は市が指定する事業者以外の者の収集運搬を禁ずる	・パトロールを兼ねた早朝収集 ・集積所に禁止看板設置	×	
三郷市	○	三郷市廃棄物の処理及び再利用並びに資源物の持ち去り防止	廃棄物の発生の抑制、適正な処理及び再利用の促進並びに資源物持ち去りの防止について必要な事項を定め、市民の生活環境の保全及び公衆衛生の向上並びに資源の循環利用を図る。	パトロールと警察との連携による書類送検	×	
坂戸市	○	坂戸市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例	・家庭系廃棄物のうち、資源物の所有権は、市に帰属するものとする。 ・市又は市が指定する事業者以外の者は、資源物を収集し、又は運搬してはならない。	・集積所看板に警告を記載 ・集積所の巡回	×	

市町村 事務組合	条例の 有無	名 称	内 容	持ち去り対策	罰則適 用の有 無	備考
幸手市	○	幸手市廃棄物の処理及び再生 利用に関する条例	・市長の指定する場所に排出された家庭系廃棄物のうち資源 物の所有権は市に帰属する。 ・市長が指定した事業者以外の事業の収集運搬を禁ずる。		×	
吉川市	○	吉川市廃棄物の処理及び再生 利用に関する条例	・ごみ集積所から資源物を持ち去る行為を禁止。罰則有。	資源ごみ持ち去り防止パトロール	○	
ふじみ野市	○	ふじみ野市廃棄物処理及び再 利用に関する条例	・資源物の所有権は市に帰属する。 ・市又は市が委託した者以外の者は、資源物を収集し、又は運 搬してはならない。	パトロールの実施	×	
白岡市	○	蓮田白岡衛生組合で回答				
伊奈町	○	伊奈町廃棄物の処理及び清掃 に関する条例	・所定の場所に排出された廃棄物のうち、資源物の所有権は 町に帰属する。 ・町または町が指定する事業者以外の収集運搬の禁止	・集積所への掲示 ・パトロール	×	
三芳町	○	三芳町廃棄物の処理及び再利 用に関する条例	資源物の所有者は、町に帰属する。町又は町が委託した者以 外の者は、資源物を収集し、又は運搬してはならない。		×	
滑川町	○	滑川町廃棄物の処理及び清掃 に関する条例	資源物(再生利用することを目的として分別して収集するもの をいう)の所有者は町に帰属するものとする。	パトロール等	×	
嵐山町	○	嵐山町廃棄物の処理及び清掃 に関する条例	・資源物の所有権は、町に帰属する ・指定事業者以外の者は、資源物を収集・運搬してはならない	・集積場に警告看板の設置 ・随時パトロール実施	×	
川島町	○	川島町廃棄物の処理及び清掃 に関する条例	所定の場所に搬出された資源物(再生利用することを目的とし て分別して収集するものをいう。)の所有権は、町に帰属するも のとする。この場合において、町が指定する事業者以外の者 は、当該資源物を収集し、又は運搬してはならない。		×	
ときがわ町	○	ときがわ町廃棄物の処理及び 清掃に関する条例	・指定の場所に排出された資源物は町に帰属する ・町長が指定する事業所以外の者は廃棄物を収集し、又は運 搬してはならない。		×	
寄居町	○	寄居町廃棄物の減量及び処理 に関する条例	資源物の所有権	看板設置(必要な地区)、警察によるパ トロール(多発した場合)	×	
杉戸町	○	杉戸町廃棄物の処理及び清掃 に関する条例	ごみ集積所の排出された資源物の所有権は、町に帰属する	職員パトロール、看板設置	×	
松伏町	○	松伏町廃棄物の処理及び再生 利用に関する条例	資源物を持ち去ることを禁止する旨の表示をすることができる	命令に従わない場合は罰則適用	×	平成23年7月1 日施行。
蓮田白岡 衛生組合	○	廃棄物の処理及び再生利用の 促進に関する条例	第15条第1項…～資源物の所有は組合に帰属する。 第15条第2項…管理者が指定する者以外は資源物の収集運 搬してはならない。	集積所に持ち去り禁止看板を設置。警察 と市及び組合職員による合同パトロー ルの実施	×	
久喜宮代 衛生組合	○	久喜宮代衛生組合廃棄物の処 理及び再利用に関する条例	衛生組合と資源物の収集に関する委託契約を締結している事 業者以外の者は、看板が設置された集積所に排出された資源 物を収集、又は運搬してはならない。	集積所に警告看板の設置、資源回収 日に巡回パトロールの実施	×	
秩父広域 市町村圏 組合	○	秩父広域市町村圏組合廃棄物 の処理等に関する条例	資源ごみの所有権は組合に所属し、管理者が指定する者以外 の者は収集運搬してはならない		×	
埼玉西部 環境保全 組合	○	埼玉西部環境保全組合廃棄物 処理及び清掃に関する条例	・集積所に排出された資源の所有権は組合に所属 ・指定する者以外の収集運搬の禁止	・集積所看板に明示 ・職員によるパトロール	×	窃盗罪を適用

罰則適用の有無 ○あり ×なし